

# 今月のトピックス

令和6年5月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088  
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

URL:<http://slmo.co.jp/>

二次元コードで弊社 HP へアクセスできます。

【今月の担当:磯崎】



## 【令和6年度労働保険の年度更新について】

労働保険の年度更新とは、前年度に収めた概算労働保険料を確定申告し、新年度の概算保険料の申告・納付とともに精算する手続きのことです。

■ **令和6年度の申告・納付は 6月3日(月)から7月10日(水) です** ■

申告手続きを弊社に委託していただいている事業主様は、納付書類がお手元に届きましたらお早めに弊社へご連絡いただけますようご協力をお願いいたします。

## 【育児休業給付の延長手続きの見直しについて】

育児休業給付金の延長申請(1歳→1歳6ヶ月への延長、1歳6ヶ月→2歳への延長)の取扱いについて改正する省令が公布されておりますのでご案内いたします。(※施行日:令和7年4月1日)

### 原則

育児休業給付は子が1歳に達する日までの休業について支給する。ただし、子が1歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合(※)には、1歳6ヶ月または2歳に達する日まで支給することができる。

(※)「休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合」のひとつとして、「育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」と規定。

➡ **保育所に入所する意思がないにも関わらず、育児休業給付の延長目的で自治体に入所を申し込む者があり、これが自治体の負担となっている**という指摘がある。

そのため

「保育所等の利用を希望し申し込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」について、**速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認める場合**に限るものとする。

※自治体の入所保留通知書だけでなく**本人が記載する申告書及び市区町村に保育所等の利用申込を行った時の申込書の写しの内容**に基づき、下記の要件により**ハローワークにおいて**延長の適否を判断する。

- **利用を申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく、自宅又は勤務先からの移動に相当の時間を要する施設のみとなっていないこと**
- **市区町村に対する保育利用の申し込みにあたり、入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っていないこと**

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談下さい。